

【 開催 】 第3回 病虫害防除と農薬の基礎

NO	質 問	回 答
1	<ul style="list-style-type: none"> 農協やホームセンターで販売している農薬は全て農薬取締法の登録薬品ですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> すべて登録薬品だと思われます。農薬取締法の登録制度に登録された薬品のみを「農薬」とし、「農薬」にはそれぞれのラベルに農薬登録番号（農林水産省登録番号 第〇〇〇号）の記載があります。
2	<ul style="list-style-type: none"> 農薬類が結構厳しく規制されているように感じましたが、諸外国と比較して日本はどの程度の厳しさなのでしょう？ 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの国の諸事情によって差（登録内容や作物残留基準など）があります。あくまでも一般的な見解としては、欧米諸国は非常に厳しく、日本もそれに倣う形で規制されていると考えます。
3	<ul style="list-style-type: none"> マルハナバチを導入する際の際の注意点を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬のマルハナバチに対する影響はそれぞれの農薬によって異なることが多いので、メーカー資料やHPなどを参照し影響する日数や注意点をご確認ください。
4	<ul style="list-style-type: none"> ウイルスに対する薬剤がないのはなぜですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 人間の抗ウイルス薬がなかなかできないのと同じ理由です。大きな理由の一つはウイルスの構造が非常に簡単で、またウイルスは人間や植物の細胞に侵入しその機能や組織を利用して増殖するため、人や植物に影響を与えずにウイルスにだけ作用する薬をつくるのが難しいためです。
5	<ul style="list-style-type: none"> 農薬の遵守義務事項を守っているかどうかを確かめる、「監査」のようなものはありますか？ 農薬について、定期的な講習や器具の取り扱い、濃度計算などの試験、農家に対する農薬使用の運用基準（記録を残す、残留農薬の確認試験の実施、教育の実施など）、県による現場調査（抜き打ちなど）はあるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「監査」的な機能はありません。ただし、生産団体（直売所含む）によっては、生産者から農薬散布履歴（使用方法、使用時期、使用回数等）を出荷前に提出してもらい、遵守義務事項をチェック後に出荷開始、また作物残留検査などを自主的に行い、安全性を確認することもあります。 J Aや各地域の農林事務所などでは研修会などの場で日頃から生産者に対する農薬適正使用の指導を行っております。そのため生産者のみなさんも農薬の遵守義務事項を十分理解し、散布にあたっては、ラベ

		ルを確認の上、使用基準などを十分注意しながら農薬使用していると考えます。
6	・講義で出てきたような病気や害虫以外のものが発生した場合の、調査や対策の支援をうける仕組みがあれば知りたいです。	・まず各地域のJ Aや農林事務所（農業普及課）などにお尋ねください。
7	・害虫の発生した葉など、切除したあとどう処分すればいいのか疑問に思いました	<p><虫害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・切除した葉にいる虫を捕殺できるなら（ふみつぶすなど）、捕殺する。捕殺ができない場合は、栽培作物の近くに置かず、畑の土の中に埋める（なるべく深く）。埋めるのが難しい場合は地域にあったごみ排出ルール等に従い、適正に処分してください。 <p><病害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・病害はその種類によって対応が違うため一概には言えませんが、基本的には以下の対応となります。 ・次作の感染源になる可能性があるため、栽培作物の近くや畑の中に捨てず、持ち出してください（地域にあったごみ排出ルール等に従い、適正に処分してください）。
8	アブラムシの防除に食器洗い洗剤や牛乳、食用油を使用することはいけないことでしょうか。	・使用者の自己責任（効果、雑菌繁殖などのリスク）で使用することは特に問題ありません。しかし、アブラムシの防除効果を謳（うた）って、販売をすることは農薬取締法で禁止されています。
9	実際に作物を栽培する際に農薬を使用する場合は、調べながら注意して行いたいと思います。参考のURL等を教えてください。	・農林水産省ホームページ（農林水産省農薬登録情報提供システム） https://pesticide.maff.go.jp/ ・農薬工業会ホームページ https://www.jcpa.or.jp
10	農薬の散布量に制限はありますか。	・散布量にも制限があります。農薬のラベルに記載されているので散布される場合はラベルの内容を守って使ってください。
11	実際にどれくらいの割合で、害虫などが発生するのですか？ 郡上などでトマトの栽培が行われているようですが、生産性はどれくらいでしょうか。	・ほ場の場所や条件（排水性、ビニールハウスなど）で病害虫の発生は異なるので一概には回答できませんが、まったく防除（薬剤など含む）をしなかったときの減収率は例えばトマトでは平均約 36%、リンゴでは

		<p>97%、水稲は 24%などのデータはあります。 ・岐阜県内で生産されるトマトは夏から秋に収穫する夏秋トマト（飛騨、郡上、白川、恵那地域など）と冬から春にかけて収穫する冬春トマト（海津地域中心）があります。それぞれの 10 アールあたりの 1 シーズンの収穫量は夏秋で約 8 トン、冬春で約 20 トンとなります</p>
--	--	--